

令和5年度沖縄地方最低賃金審議会
第5回沖縄県最低賃金専門部会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月7日(月) 15:00～16:19
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室 (2階)
- 3 出席者
公益代表委員 3名(上江洲純子、島袋秀勝、城間貞 敬称略)
労働者代表委員 3名(石川修治、喜納浩信、照喜名朝和 敬称略)
使用者代表委員 3名(親川進、佐久本和代、田端一雄 敬称略)
事務局 4名(嘉数労働基準部長、小池賃金室長、宜間賃金室長補佐、
柴垣労働基準監督官)
- 4 議題
(1) 改正額の提示及び調整
(2) その他(結審の場合、部会報告書作成、答申)
- 5 添付
・「第5回沖縄県最低賃金専門部会(議事録)」

第5回沖縄県最低賃金専門部会（議事録）

○小池賃金室長

定刻となりますので、これより「令和5年度沖縄地方最低賃金審議会第5回沖縄県最低賃金専門部会」を始めさせていただきます。

はじめに、各委員の出席状況でございます。

公益委員が3名、労働者側委員3名、使用者側委員3名でございます。

最低賃金審議会令第2条により、沖縄地方最低賃金専門部会の委員の定数は9名ですので、本専門部会は、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

それでは、これからの議事進行を島袋部会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○島袋部会長

委員の皆様、大変お疲れ様です。

それでは、これより第5回沖縄県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の議事録署名人ですが、労働者側委員は照喜名委員、使用者側委員は親川委員にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

本日の議題1は、「改正額の提示及び調整」となっています。

先日、労使双方から、労働者側47円引き上げの900円、使用者側20円引き上げの873円の改定額の提示がありました。

それぞれの考え方などについて、ご意見を伺いました。

それを踏まえ、労使双方には再調整をお願いし、本日改めて調整させていただくこととしております。

それでは一旦休会といたしまして、公益委員が、労働者側委員、使用者側委員と個別に話し合いの場を持たせていただきたいと思います。

その前に、前回までの議論を含めて何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

（特になし）

○島袋部会長

それでは、労働者側委員、使用者側委員別に控え室を用意しておりますので、控え室に移動して頂き、個別にご意見をお伺いしたいと思います。

それでは、一旦休会といたします。

よろしく申し上げます。

なお、傍聴者の皆様におかれましては、休会中は一旦会議室から退室していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局 傍聴人を案内する)
(傍聴人、退出)

- 休会 -

○島袋部会長

それでは、専門部会を再開致します。

労使双方からお話を伺い、金額調整をさせていただきました。

本日、慎重な検討をいただきまして、使用者側の方が33円引き上げし、886円を提示しました。

このことを労働者側にお伝えしました。

労働者側の方で、次回期日までに調整させていただきたいと思います。

もう一点、発効日について、使用者側から、金額を相当程度増額するならば、発効日の調整期間が必要だという意見がありました。

労働者側からは、発効日の延期については厳しいという意見がありました。

つきましては、本日は調整が難しかったので、再度調整期日を設けたいと思います。

次回期日は、8月9日の水曜日の15時からとなっています。

それでよろしいでしょうか。

それとも、明日、開催するという案もありますが、このまま明後日の15時からでもよろしいですか。

もう一点、明後日の16時から本審の開催が予定されていますが、例えば明後日で纏まらない場合には、本審終了後に、専門部会を継続することも可能ですか。

○小池賃金室長

運営小委員会の報告がありますが、審議の状況によっては、本審を先延ばすことも可能です。

○島袋部会長

専門部会の後に、9日水曜日の16時の本審を開催するか延期するかどうか

かについて、本審で議論することはできますか。

○小池賃金室長

そこは本審で議論をいただければと思います。

専門部会が固まらず、運営小委員会のみということであれば、本審の開催を延期する方が良いのではないかというご意見であれば、延期ことは可能ですが、そこは本審での委員の先生方の調整によると思います。

○鳥袋部会長

予定通り9日15時から専門部会を開催し、本審を延期することなく16時から開催するか。

その場合、15時からの専門部会で結論を出すことができなかった場合に、本審後さらに専門部会を継続するか。

それとも、9日15時からの専門部会は開催するが、16時開催予定の本審は14日に延期し、9日は専門部会の開催のみとするか。

ご意見ございますか。

8月14日にも、専門部会の開催は予定されていますが。

○石川委員

確認ですが、明後日、運営小委員会の中で、必要性の有無について確定をした結果を、14日に本審を延期し行っても問題ないですか。

○小池賃金室長

公示の関係もありますが、14日であれば問題ありません。

○鳥袋部会長

運営小委員会の結論を、本審で示す場合でも14日で問題ありませんか。

○小池賃金室長

日程的には、大丈夫です。

○鳥袋部会長

そうなりますと、9日水曜日16時開催予定の本審は延期し、14日16時に変更すること。

そして、9日は15時からの専門部会のみとし、そのまま継続するという案もありますが、いかがですか。

○田端委員

明後日、9日に、運営小委員会を開催して、運営小委員会の答申等を含め14日に本審を開催するということですか。

○小池賃金室長

現時点で、本審の開催は、14日で確定ということではなく、専門部会の審議が9日で纏まれば9日に開催しますし、纏まらなければ14日に延期するというのでしょうか。

それとも、現時点で、本審の開催を14日に決めるということでしょうか。

○田端委員

明後日は、運営小委員会が予定されていて、運営小委員会の答申もありますが、それを9日の本審で行うのか。

あるいは、運営小委員会の答申も含めて、14日に本審を延期するということなのか。

○小池賃金室長

運営小委員会の答申は、9日でも14日でも、いずれの日程であっても問題はありません。

予定通り9日に本審を開催し、仮に専門部会の結論が9日に出なければ、14日にも本審を開催することは可能です。

○田端委員

両日、本審を開催する場合もあるのですね。

運営小委員会に関する本審を9日に開催し、専門部会に係る地賃の採決の本審は、その日で終わればということですか。

○小池賃金室長

9日と14日の2回お越しいただく必要はありますが。

○田端委員

運営小委員会の委員の皆さんは、9日14時半には来てもらう予定になっています。

○石川委員

要は、明後日の専門部会の審議が、専門部会の後に本審が予定されているがために、今日みたいに時間不足で終わることがないように、本審があるという前提で専門部会を開催すると、専門部会の審議、議論に影響を及ぼします。

運営小委員会を9日14時半から行いますが、このあと本審を開催せずに、本審は、別日に延期するという認識ですよね。

○小池賃金室長

専門部会の審議の時間が短くなるので、本審を明後日に開催すると、今日みたいな時間になります。

それであれば専門部会の時間を十分に確保するために、本審を17時以降に開催するか、あるいは14日に開催する必要があるのかもしれませんが。

これは、本審を予定どおり9日に開催するのか、14日に延期するのか、それとも、9日と14日両日開催するのか、委員の先生方が何れかが良いのかによります。

○鳥袋部会長

今日の専門部会の状況を見て、1時間ではなかなか調整が難しいと思うので、続けて専門部会を行うのが良いと思います。

そうなりますと、9日の本審は、14日に延期したほうが良いと思いますが、形式的に、短い時間でも本審を開催したほうが良いのであれば、9日に本審を開催しようと思います。

○田端委員

これは、私の個人的な意見になりますが、使用者側としては、きっちり専門部会の審議をするという意味で、本審は先延ばした方が良いと思います。

運営小委員会の答申がありますが、それは9日に行わずに、14日に延期した方がしっかりとした議論ができるのかなと思います。

○鳥袋部会長

事務局、専門部会の審議時間を十分確保し、充実した審議を行うために、16時から開催予定の本審は、14日16時に延期する案を、次の本審で挙げていただくということで対応したいと思いますが、よろしいですか。

○石川委員

もう一ついいですか。

10日の午前中を、専門部会の予備日として、もう一日設定することは可能ですか。

○島袋部会長

私の方が、10日午前中予定が入っているので、9日の次に日程が確保できるのが、14日になってしまいます。

それでは、ただいまの議論を本審で審議したいと思います。

次回の専門部会の期日は、8月9日水曜日の15時からになります。

本審での了解を得た場合は、継続的に専門部会の審議を行おうと思いません。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の専門部会はこれで終了いたしました。

どうもありがとうございました。